

TC フォーラム研究報告 2021 年 9 号

2021 年 10 月

市民・納税者の権利利益が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

電子インボイスとは何か

～電子インボイスは商取引の国家監視が狙い

～EU などでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する

石 村 耕 治

(TC フォーラム共同代表、白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

- はじめに～電子インボイスとは何か
- ◆わが国での消費税インボイス(税額票)方式移行までの推移
- ◆消費税の「登録番号」とは
- ◆電子インボイス、「ペパル」とは何か
- ◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」
- ◆EU の eIDAS 規則とは何か
- ◆EU のトラステッドサービスとは何か
- ◆EU のトラステッドリストとは何か
- ◆EU のトラステッドサービスとトラステッドリストのわが国への影響
- ◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」はフェイク？
- ◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」
- ◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する
～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情
- むすびにかえて～問われる記入済み電子消費税申告制度？？

■ はじめに～電子インボイスとは何か

わが国において、消費税(付加価値税)における仕入税額控除/前段階控除は、当初「請求書等保存方式」によって行ってきた。その後、19 年 10 月に消費税の軽減税率が導入された。これを機に、事業者間の取引を透明化する目的で、仕入税額控除/前段階控除を「適格請求書等保存方式(インボイス/税額票方式)[以下「インボイス(税額票)方式」ともいう。]」で行うことを決めた。インボイス方式は 23 年 10 月に開始

される。

仕入税額控除/前段階控除をインボイス(税額票)方式で行うことに対しては、中小・零細事業者を中心に反対が根強い。理由は、事務負担の増加に加えて、免税事業者が取引から排除されかねないとの懸念があるからである。

インボイス(税額票)方式のもとでは、適格請求書に事業者登録番号の記載が求められる。ところが、免税事業者は登録番号がないため、インボイス(税額票)を発行できない。発行できなければ商品やサービスの納付先(買い手)事業者は仕入税額控除/前段階控除ができなくなる。経過措置の適用期間がある。しかし、それが終われば、事業者間取引から排除される危険性が高い。このため、事業者団体や税務専門職などからは、いまだインボイス(税額票)制度開始の先送りや凍結を求める声が高い。

その一方で、零細な事業者でも免税事業者から課税事業者になることで商取引から排除されることは回避できるという読みがある。事業者や税務専門職の間では、インボイス(税額票)制度の先送りや凍結は至難と見て、23 年 10 月のインボイス(税額票)制度開始に備え登録番号の申請に舵を切る動きが積極化している。

ところが、この段階にきて、政府は、ネットワーク/オンライン化された「電子インボイスの導入」を強力に推進し出している。事業者や税務専門職は、概して「電子インボイス」の関する知見が乏しい。政府も、「電子インボイスはデジタル化の流れ」としか説明しない。本音を語らない。

このため、概してデジタル化に弱い税務専門職は、「いきなり電子インボイスの義務化はないだろう。中小・零細事業者は、取引先が電子インボイスの導入を決め、電子インボイスを発行できないと、将来的には取引から排除されるかも知れない」といった程度の認識に留まっている。

しかし、「電子インボイスとは何か」をしっかりと学んでおく必要がある。でないと、事業者や税務専門職は、大けがをすることが危惧される。そこで、この島国から世界に目を転じて、「電子インボイスとは何か」を深読みしてみたい。

欧州連合(EU)においては、わが国の消費税に相当する付加価値税(VAT、GST)の導入当初から、仕入税額控除にインボイス(税額票)方式を採用してきた。そして、今やデジタル時代に対応すべく、加盟各国では電子インボイス(e-invoicing)の導入を足早に進めている。政府公共調達[BtoG]取引に加え、2010 年代から事業者間[BtoB]取引にも電子インボイスを使ってきている。事業者間[BtoB]取引への電子インボイス利用の義務化(compulsory e-invoicing)を進める国も増えてきている。韓国や台湾、中国、シンガポール、オーストラリアをはじめとしてアジア・太平洋諸国でも電子インボイスを導入する国が増えてきている。

わが国が、こうしたインボイスの電子化の流れから孤立して、紙/文書ベースでインボイス(税額表)方式を維持していけるのかどうかは定かでない。

いずれにしろ、わが国で電子インボイスを推進しているデジタル庁や会計ソフト会社など約 120 社で構成する「電子インボイス推進協議会」(エイパ/EIPA)は、電子インボイスの仕様の統一」などに動き出している。年内に統一仕様を公表する方向である。日税連などもエイパに加入し、電子インボイス推進の旗振りをし出した。

しかし、注意しなければならないことがある。それは、デジタル庁や財政当局が考えている電子インボイスの導入は、仕様の統一だけが狙いではないことである。何が真の狙いかは、EU その他の諸国の実情を点検すれば、はっきりする。

EU は、早くからインボイス(税額票)方式の付加価値税(VAT/GST)を導入していることについては、すでにふれた。EU での電子インボイス導入は、「商取引の透明化」のみならず、「商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視」が真の狙いである。

言いかえると、EU における電子インボイス導入は、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」が目的である。つまり、EU 加盟各国などの税務当局は、電子インボイスのネットワーク化と情報連携を通じて商取引や事業者の情報を「リアルタイムレポーティング(real time reporting)」できる仕組みの構築を第一命題としている。

「リアルタイムレポーティング」とは、実質的に“常時オンライン税務調査”を可能とする仕組みである。当然、事業納税者の権利利益保護の観点から、オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題になる。

リアルタイムレポーティングは、EU などの実情からもわかるように、いわゆる「**記入済み電子付加価値税申告制度**(pre-filling and electronic VAT return system)」の導入につながる。記入済み申告では、税務当局が収集したデータから申告内容を作成し、かつ第一次的な機械チェックを行う。納税者は申告をするが、性格的には二次的に修正を求める存在に化す。当然、こうした新制度の導入を、納税者の権利利益保護の視角から、さらには税理士業務の「**税務書類の作成**」への影響という観点から、どう評価したらよいのかが問われてくる。

わが国の事業者、事業者への税務援助を生業とする税理士界などは、「電子インボイス」について概して勉強不足である。「商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視」、「**記入済み電子付加価値税申告の導入**」が狙いであるといった、電子インボイスの危険な使われ方への認識は余りない。「零細・中小事業者のインボイス(税額票)方式への対応は課税選択で大丈夫」といった「呪文」が大手を振って闊歩している。この期に及んでも「紙崇拜・デジタル粉碎」の信仰を布教して檀信徒回りをし、お布施をもらうことを生業とする税務専門職も少なくない。

そこで、この研究報告では、「**デジタル化は国民・納税者の権利利益が護られてはじめてゆるされる**」の教義のもと、EU をはじめとした世界の電子インボイスの危険な使われ方の実情を点検してみる¹。

¹ なお、時間に余裕のない読者は、◆EU の eIDAS 規則とは何か、◆EU の eIDAS 規則

◆わが国での消費税インボイス(税額票)方式移行までの推移

インボイス(税額票)方式の開始に備えて、21 年 10 月 1 日から登録事業者になるための申請の受け付けが始まった。申請に基づいて、税務署から事業者には 13 桁の登録番号が割り当てられ、インボイス(税額票)にはその番号を記入する必要がある。

現在は、「区分記載請求書等保存方式」のもとにある。取引した商品ごとに本体価格の 8%または 10%の消費税を加えた請求額を請求書に記載している。この方式は、インボイス(税額票)方式導入までの「つなぎ」、暫定措置である。23 年 10 月のインボイス(税額票)方式開始後は税率ごとの税額の合計も記載するように求められる。

【図表 1】 インボイス(税額票)方式までの推移

<<単一税率時の方式>> [2019(令和元)年9月30日まで] ① 請求書等保存方式
<<軽減税率開始>>【現行】 [19(令和元)年10月1日~23(令和5)年9月30日]まで4年間] ② 区分記載請求書等保存方式
<<インボイス(税額票)方式開始>> [23(令和5)年10月1日開始] ③ 適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式

【図表 2】 請求書への記載事項の変更点を比べる

① 請求書等保存方式

① 発行事業者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引(資産の譲渡等)の内容 ④ 取引(資産の譲渡等)の金額 ⑤ 消費税額 ⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">請求書</th> </tr> <tr> <td colspan="3">田中食堂 御中</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(株)第一物産</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">〒東京都●●●</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">☎03-●●●●</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">●年 10 月分 324,000 円(税込)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">10/1</td> <td style="width: 60%;">つまみ類</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">10,800</td> </tr> <tr> <td>10/20</td> <td>チーズ</td> <td style="text-align: right;">16,200</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td style="text-align: center;">・</td> </tr> <tr> <td>10/29</td> <td>ビール</td> <td style="text-align: right;">81,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">324, 000</td> </tr> </table>	請求書			田中食堂 御中			(株)第一物産			〒東京都●●●			☎03-●●●●			●年 10 月分 324,000 円(税込)			10/1	つまみ類	10,800	10/20	チーズ	16,200	・		・	・		・	10/29	ビール	81,000	合計		324, 000
請求書																																					
田中食堂 御中																																					
(株)第一物産																																					
〒東京都●●●																																					
☎03-●●●●																																					
●年 10 月分 324,000 円(税込)																																					
10/1	つまみ類	10,800																																			
10/20	チーズ	16,200																																			
・		・																																			
・		・																																			
10/29	ビール	81,000																																			
合計		324, 000																																			

の仕組み、◆トラステッドリストとトラストサービス、◆トラステッドリストとトラストサービスのわが国への影響、を飛ばして読むのも一案である。

②区分記載請求書等保存方式(現行)

- ① 発行事業者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引(資産の譲渡等)の内容
- ④ 取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤ 消費税額
- ⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称
- ⑦ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑧ **税率ごとに合計した対価の額**

請求書		
田中食堂 御中		
(株)第一物産 〒東京都●●●●●●●● ☎03-●●●●●●●●		
●年 10 月分 328,000 円(税込)		
10/1	つまみ類*	10,800
10/20	チーズ *	16,200
.	.	.
10/29	ビール	81,000
合計		328,000
10%対象 200,000 *8%対象 100,000		

③適格請求書等[インボイス(税額票)]保存方式(23 年 10 月 1 日以降)

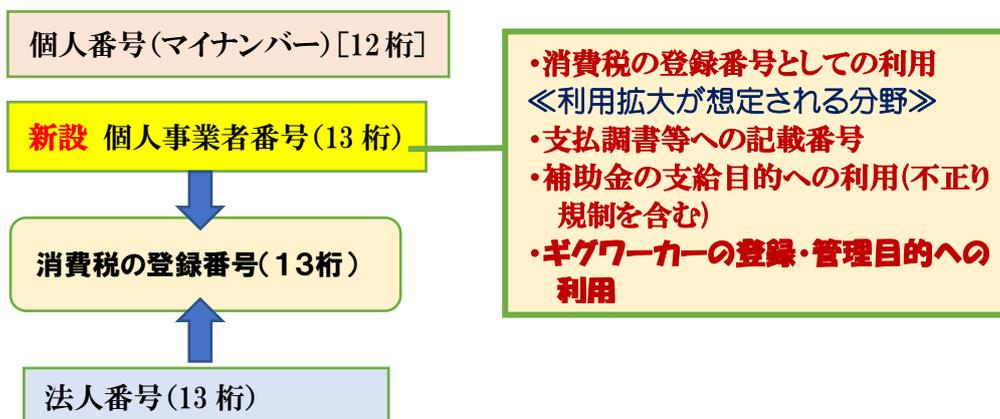
- ① 発行事業者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引(資産の譲渡等)の内容
- ④ 取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤ 消費税額
- ⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称
- ⑦ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑧ **税率ごとに合計した対価の額**
- ⑨ **税率ごとの消費税額と適用税率**
- ⑩ **発行事業者の登録番号(13 桁)**

請求書		
田中食堂 御中		
(株)第一物産 〒東京都●●●●●●●● ☎03-●●●●●●●●		
登録番号 1230123456789		
●年 10 月分 328,000 円(税込)		
10/1	つまみ類*	10,800
10/20	チーズ *	16,200
.	.	.
10/29	ビール	81,000
合計		328,000
10%対象 200,000 ・消費税20,000 *8%対象 100,000 ・消費税8,000		

◆消費税の「登録番号」とは

現在、政府が個人や法人をトータルに監視するための識別番号は2つある。①個人番号(マイナンバー/国民背番号/12 桁)と②法人番号(13 桁)がある。消費税の「登録番号」として、法人については、既存の法人番号、個人については、新たに個人事業者番号(13桁)を創設し、それを「登録番号」として使う。

【図表3】新設の登録番号(個人事業者番号)の所在



現在、個人事業者は、従業員の支払調書などの法定資料に自分の個人番号(マイナンバー)を記載している。しかし、こうした番号実務は、個人事業者のプライバシー保護の面からは、野蛮である。西欧型の先進諸国を自認する国では異例である。

例えば、アメリカは、個人番号(SNS)とは別途の雇用主番号[個人・個人以外双方に共通する番号(EIM=Employer ID Number)]制度を導入して、使っている。オーストラリアも、インボイス方式の消費税(GST)には、法人・個人共通の事業者番号(ABM=Australian Business Number)を使っている。

現時点で、新たな 13 桁の個人事業者向けの消費税の登録番号の具体的な利用目的・範囲などは不透明である。1つだけ確かなのは、非公開が原則のマイナンバー(12 桁の個人番号)は消費税の事業者登録番号としては公開して広く使う「登録番号」としては使えないことから新たに設けられことである。新たな 13 桁の個人事業主番号は、現在増えているフリーランサー/ギグワーカーへの課税強化や給与所得者としては認めずに「名ばかり事業者」としての課税取扱いの強制、個人事業者による各種給付金の不正受給などの監視にも使われるのではないか²。

報道によると、政府は、この個人向けの消費税登録番号、つまり「個人事業主番号」の利用目的を拡大する方向である(記事「個人事業主に識別番号～補助金や税務、効率化」日本経済新聞 2021 年 4 月 6 日朝刊報道)。

個人事業者番号の危険な使われ方に注意を怠ってはならない。

◆電子インボイス、「ペボル」とは何か

「電子インボイス(e-invoice)」とは、紙の請求書をデータ化しネットワーク上で一括管理する仕組みである。EU(欧州連合)加盟国や韓国をはじめとしたインボイス(税額

² 石村耕治・益子良一「問われるギグワーカーの事業者背番号管理」TC フォーラム研究報告 2021 年 7 号 <http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/c3577291d765368c11ec94da38f1ce2a.pdf>

票)方式の付加価値税(VAT,GAT)を導入する諸国で広く採用されてきている。

これらの諸国では、当初、政府が民間からモノやサービスを購入する取引/政府公共調達(BtoG)³をする際に事業者に電子インボイスを使うように求めた。その際の統一規格として採用されているのが「ペポル(PEPPOL=Pan-European Public Procurement Online)」である。ペポルは、その後、事業者と事業者との間の取引(BtoB)に広く採用されてきている。ペポルは、EDI(電子データ交換)の際の国際的な規格づくりをしている非営利団体である。

ペポルについては、後にもうすこし詳しくふれるが、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」のツール(道具)をつくることも重要な使命としている。

【図表4】付加価値税/消費税の対象となる基本的な取引類型

- ①BtoG (Business to Government) 事業者と政府取引[政府公共調達]
- ②BtoB (Business to Business) 事業者間取引
- ③BtoC (Business to Consumer) 事業者と最終消費者間取引
- ④CtoC (Consumer to Consumer) 消費者間取引

わが国は、付加価値税である多段階型の消費税における仕入税額(前段階)控除をするやり方について独自路線を採った。世界の流れとは異なり、導入当初から請求書等保存方式(帳簿方式)で対応してきた。帳簿方式は、タックスコンプライアンスの面からみると、中小事業者に優しく、慣れ親しんだ仕入控除のやり方であった。しかし、益税が発生するなどの指摘もあり、政府は、今般の複数税率(10%の標準税率+8%の軽減税率)の導入を機にインボイス(税額票)方式に移行することを決めた。さらに、世界の動きに遅れをとるまいと、早急に電子インボイス導入に舵を切った。

【図表5】わが国での仕入税額(前段階)控除の方向性

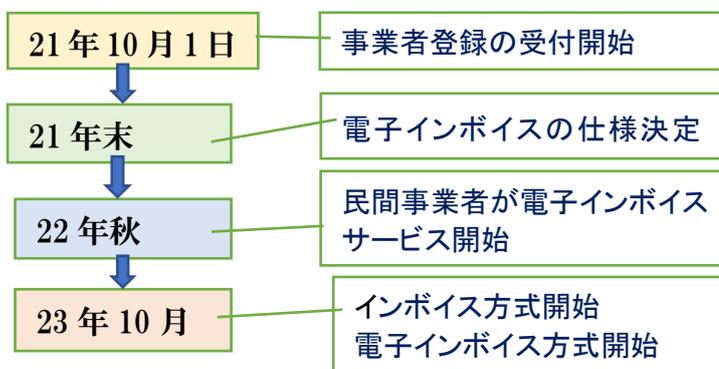


³ 一般に「政府調達 (government procurement)」は「国」を対象とした調達取引、公共調達 (public procurement) は、国プラス州、地方団体などを含む調達取引をさす。ここでは、「政府公共調達」の言葉を使う。

◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」

電子インボイスの導入を 23 年 10 月のインボイス方式への転換の時期に合わせようということで、官民一体の作業をすることになった。21 年 9 月に発足したデジタル庁が音頭をとり、会計ソフト会社など約 120 社で構成する「電子インボイス推進協議会（エイパ/EIPA=E-Invoice Promotion Association）」⁴が協力して電子インボイスの導入を推進することになった。「電子インボイスの規格統一」が狙いとしている。ペポル（PEPPOL）⁵の採用を軸に、21 年度中に規格を策定させる方向である。9 月中旬に国際的なペポルの管理団体に参加し、デジタル庁内に事務局を立ち上げた。日税連も急ぎ加入した。

【図表6】電子インボイス導入プロセス



デジタル庁⁶は、わが国の法制度や商習慣に対応した新たな電子インボイスの仕様（日本版仕様）を選択する方向である。つまり、1か月分の取引代金を一括請求する「月締め」にも対応し、事業者の利便性を高める。会計ソフト企業などと協力して2022年秋のサービス提供開始を目指す。

日本版仕様は、売り手と買い手の名称、取引年月日や取引内容などの各国共通の項目に加えて「月締め」の商習慣にも対応するのが特徴である。

インボイス方式の本場である欧州では、取引ごとに請求書を発行するのが一般的

⁴ EIPA | 電子インボイス推進協議会

⁵ 「ペポル/Peppol (Pan European Public Procurement Online)」とは、電子化/データ化された文書を国境のないネットワーク上でやり取りするため国際的な統一基準である。データ化する「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」などの検討を行っている。「オープンペポル (OPEN Peppol)」という国際的なネットワーク上の非営利団体により管理されている。オープンペポルは、官民連携の組織で、世界各国の行政機関のほか、450 を越える民間事業者がメンバーとなっている。世界主要国の電子フォーマット化の現状については、オープンペポルの HP にアクセスすれば、わかる。Peppol

⁶ 相互連携分野等のデジタル化 | デジタル庁 (digital.go.jp)

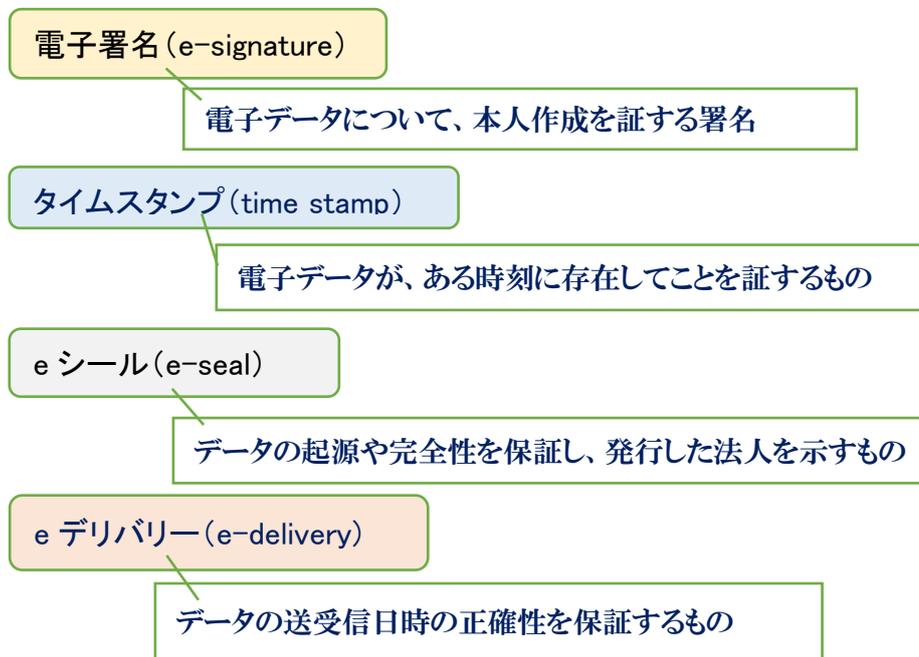
である。これに対して、日本版仕様では、1か月分の取引の代金を一括して請求するケースも少なくない。そこで、わが国では、事業者が管理しやすいように1か月分のインボイス以外の取引文書をまとめて照会できるシステムにする方向である。

◆EU の eIDAS 規則とは何か

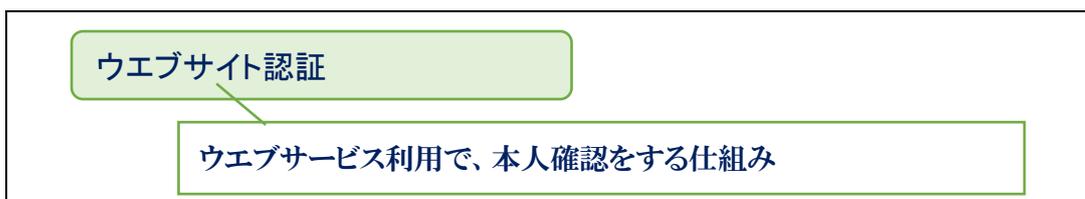
EU(欧州連合)の電子インボイスの導入問題を点検するためには、トラストサービス(eTS=e Trust Service)、その根底にある EU の「**eIDAS/イーアイダス規則**」について、少しだけふれておく必要がある。「eIDAS/イーアイダス規則」は略称である。正式名称は、「Regulation on electronic Identification and Authorization Services」である⁷。

【図表7】電子トラストサービス(eTS)とは何か

電子化できるサービスは、現実空間/物理的空間(リアル空間)からネット空間(オンライン空間/デジタル空間)に大挙して移行している。例えば、リアル空間で流通してきた書留郵便サービスをネット空間で行う。また、リアル空間で使われてきた郵便局の名前と日付が示されたスタンプ(消印)サービスをネット空間で行う。トラストサービス(eTS=e Trust Service)とは、電子データ交換(EDI=Electronic Data Exchange)、電子商取引(e-commerce)などの信頼性を高めるための次のような包括的な電子認証サービスを指す。



⁷ REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 Regulation on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC [EUR-Lex - 32014R0910 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/eur-lex.do?uri=CELEX:32014R0910-EN)



「eIDAS/イーアイダス」とは、誤解を恐れずにいえば、わが国の「電子署名法制」に相当するとみてよい。

その制定の経緯を、簡潔に図説すると、次のとおりである。

【図表8】 eIDAS/イーアイダス規則制定の経緯

- ・ EU の eIDAS/イーアイダス規則* は、2014 年 7 月に成立し、2016 年 7 月に施行された。
- ・ EU 域内市場における電子商取引にかかる eID とトラストサービスの信頼性やデータセキュリティ確保に関する規則【電子署名だけではオンライン環境における信頼性は確保できないという考えに基づき、「トラストサービス」全般を規制・統一する規則】である。
- ・ eIDAS/イーアイダス規則が制定・施行される前までは、1993 年電子署名指令 (Directive 1999/93/EC) に準拠して各加盟国が制定する電子署名法が適用されていた**。
- ・ eIDAS/イーアイダス規則は、1993 年電子署名指令を廃止するとともに、電子署名だけでなく、「トラストサービス」全般(タイムスタンプ、e シール、e デリバリー、ウェブサイト認証)を規制対象とし、法的効力を与えるものである。

* EU の重要な法源には、「規則(Regulation)」と「指令(Directive)」がある。「規則」は、加盟各国が国内法を制定しなくとも、直接適用される。これに対して、「指令」、例えば付加価値税指令、は、加盟各国が国内法を制定してはじめて適用される。

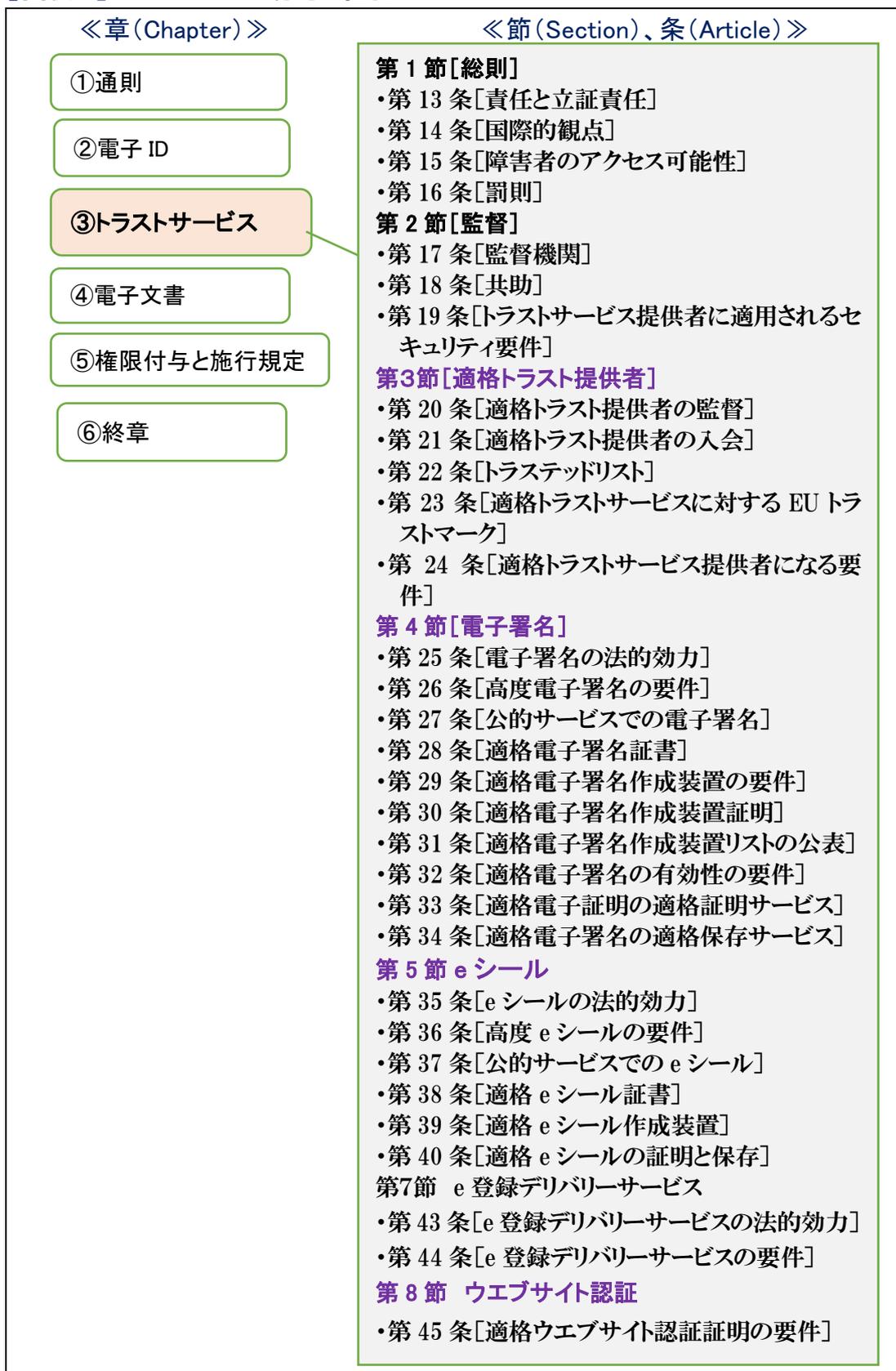
** わが国の法制は、EU の eIDAS/イーアイダス規則と対比してみると、包括的なトラストサービスのうち、電子署名が主体になっているともいえる。

◆ EU のトラステッドサービスとは何か

EU の e-IDAS/イーアイダス規則は、「トラストサービス」全般(タイムスタンプ、e シール、e デリバリー、ウェブサイト認証)を規制対象とし、法的効力を与えるものである。e-IDAS/イーアイダス規則は、6 章(Chapters)、52 条(Articles)、4 附則(Annex)で構成される。

その仕組みと「トラストサービス」の内訳を簡潔に図説すると、次のとおりである。

【図表9】 EU の eIDAS 規則の仕組み



◆EU のトラステッドリストとは何か

「トラステッドリスト(trusted list)」について、前記【図表9】 EU の eIDAS/イーアイダス規則の中の第 22 条に具体的には、次のように定めている。

●eIDAS/イーアイダス規則 22 条[トラステッドリスト]とは

第 22 条[トラステッドリスト]

第 1 項 各加盟国は、トラステッドリストを作成、保存し、かつ公表するものとする。トラステッドリストには、責任を負える適格トラストサービス提供者で、当該提供者が提供できる適格トラストサービスに関する情報を含むものとする。

第 2 項 加盟国は、第 1 項にいう電子署名または電子シールを貼付したトラステッドリストを、安全かつ自動処理に対応できる方式において、作成、保存し、かつ公表するものとする。

第 3 項 加盟国は、自国のトラステッドリストを作成、保存し、かつ公表する責任を負う団体に関する情報、ならびに当該リストの詳細、当該リストに署名またはシールするに使った証明方法およびその変更情報を、遅滞なく、欧州委員会(EC)に通知するものとする。

第 4 項 EU(欧州連合)の欧州委員会(EC)は、第 3 号にいう情報を、電子署名または電子シールを貼付した自動処理に対応できる方式において、安全なチャンネルを通じて公表するものとする。

第 5 項 [邦訳省略]

以上のように、各加盟国は、適格トラストサービス提供者(QTSP=Qualified Trust Service Provider)のトラステッドリスト(TL)を公表する義務を負っている。トラステッドリスト(TL)は、安全性を考慮して、電子署名または e シールを利用した自動化されたプロセスで公開される。つまり、ユーザーは、トラステッドリスト(TL)に搭載された適格トラストサービス提供者(QTSP)のトラストサービスを利用した場合に限り、法的効力を有する。

例えばアドビ社(Adobe)は、トラステッドリスト(TL)にアップされているサービスプロバイダーの 1 つである。ユーザーは、アドビ社のアプリケーションである Adobe Acrobat Reader DC、Adobe Acrobat DC、または Adobe Sign で文書に適格署名をすることが可能である。

◆EU のトラストサービスとトラステッドリストとのわが国への影響

わが国の企業は、EU との取引を活発化させている。2018 年には日欧経済連携協定を締結した。今後、日欧の経済・人事交流はますます活発化していくのは確実だ。

EU は、2014 年 eIDAS/イーアイダス規則を制定し、2014 年から施行している。

続いて、EU は、すでに、ヨーロッパ地域の個人情報保護法ともいえる「一般データ保護規則(GDPR=General Data Protection Regulation)」を採択している。GDPR は、官民双方が規制対象の法律である。EU は、GDPR を、2016 年 5 月 24 日に公布し、2018 年 5 月 25 日から施行している⁸。

さらに、EU(欧州連合)の欧州委員会(European Commission)は、去る(21 年)4月 21 日に、AI(人工知能)規制をねらいとする規則案(Proposed Regulation on AI/以下「AI 規制規則案」または「規則案」)を公表した⁹。AI 規制規則案の正式名称は、「人工知能に関する統ルールを定めかつ一定の法律を改正するための規則(Regulation laying down harmonized rules on artificial intelligence and amending certain legislative acts)」である。タイトル I から XII、前文+85 条と 9 つの別表からなる。通称では、EU 「AI 法(Artificial Intelligence Act)」とも呼ばれる。西欧型民主制に慣れ親しんできた EU は、中国型の監視国家主義を嫌う。AI 規制規則案の法制化が急がれている背景には、監視国家主義の流入にストップをかけるねらいがある¹⁰。

わが国は、中国型の監視国家主義を敷く国とは違い、西欧型民主制を敷く国のようにもみえる。しかし、個人情報保護法(プライバシー保護法)も、EU の GDPR に比べると、ザル法に近い。「仏作って魂入れず」とやゆされても仕方がない。AI を活用した人権をむしばむ監視カメラや人事評価システムなどの規制も進んでいない。ほぼ野放し状態である。

むしろ、わが国の体制は、中国型の監視国家主義に近い。西欧型民主制を敷く国だと胸を張れるためには、EU などグローバルな水準を参考に人権保護に向けた法環境を整備することは急務である。これは、日本の企業が、進出先である EU でトラブルを起こさないためにも避けて通れない。

EU で 2016 年から施行されている eIDAS/イーアイダス規則をどうみたらよいのであろうか。わが国の IT 企業やデジタルプラットフォーム企業は、eIDAS/イーアイダス規則を遵守し、「適格トラストサービス提供者(qualified trust service provider)」になり、EU 加盟進出地国の権限ある当局が用意したトラステッドリスト(TL)に搭載されなければ、ビジネスができない(eIDAS 規則 22 条以下)。

しかし、もっぱら日本国内で事業活動をしている中小企業は、あえて国際統一規格の「ペポル(PEPPOL)」の電子インボイスの採用を強要される必要がないのではないかと、との意見もある。

⁸ GDPR の邦文での分析について詳しくは、石村耕治「Q&A EU 一般データ保護規則(GDPR) とは何か」CNN ニュース 94 号参照。www.pij-web.net/cnn/CNN-94.pdf

⁹ Regulation laying down harmonized rules on artificial intelligence and amending certain legislative acts [Europe fit for the Digital Age: Artificial Intelligence \(europa.eu\)](http://europa.eu)

¹⁰ 詳しくは、石村耕治「EU の顔認証情報利用禁止を含む AI (人工知能) 規制案を読む」CNN ニュース 106 号参照。<http://www.pij-web.net/data/CNN-106.pdf>

23 年 10 月から「適格請求書等保存方式[インボイス(税額票)方式]」が開始される。だとしても、政府のデジタル庁や電子インボイス推進協議会(エイパ/EIP)、日税連が統一規格の「ペポル(PEPPOL)」の狙いを十分に精査せずに、闇雲に電子インボイスを導入に前のめりになるのには、大きな疑問符がつく。

◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」はフェイク？

日経新聞 2021 年 10 月 11 日朝刊「日本版インボイスが新仕様に: 電子請求書『月締め』対応」のタイトルの記事[抜粋]では、次のようにいう。

政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみる。制度の意義や利便性を訴え導入を促す構えだ。政府内には免税事業者が課税事業者に転換する動きが進むことで、消費税が事業者の手元に残ったままになる「益税」問題の解決につながるとの期待もある。

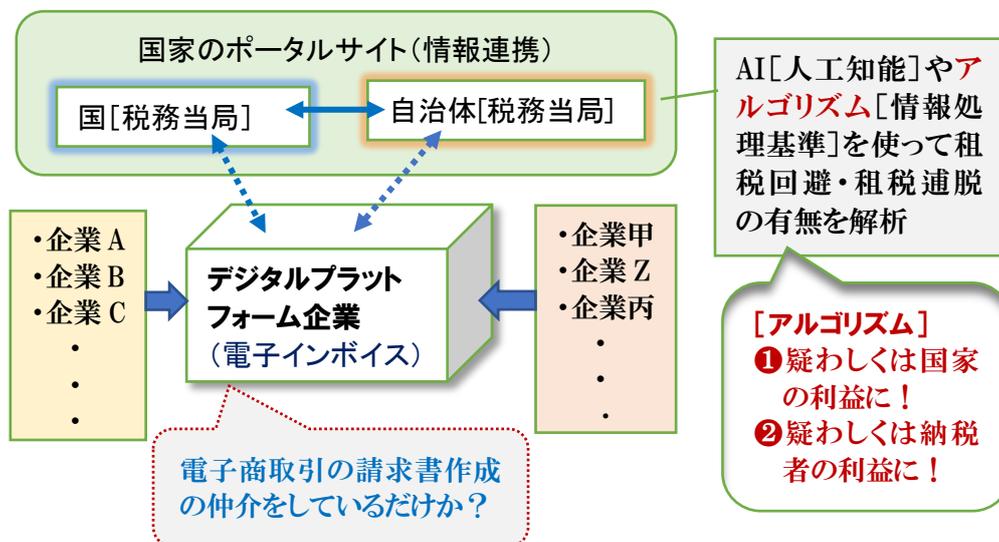
この記事のうち、「政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみる。」の表記には、大きな疑問符がつく。見方によっては、フェイクともとれる。中小事業者が課税選択をしても、事業者間(BtoB)取引では、取引先が紙のインボイスを受け付けないとなると、電子インボイスを採用せざるを得なくなるはずだ。したがって、わが国のように中小企業のデジタル化が進んでいない常態では、むしろ中小事業者の負担は増大するであろう。このことから、中小事業者のオンラインの電子インボイスのプラットフォームサービスを提供する IT 企業(デジタルプラットフォーム企業)への支払は確実に増大するのではないか。

◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」

電子インボイスを採用するのは、「商取引の国家監視」、「商取引のデジタル監視」が最大の狙いとされる。つまり、BtoB[事業者間]取引、BtoG 取引[事業者と政府間取引/政府公共調達]にかかる電子インボイスを仲介するデジタルプラットフォーム企業の取引情報が国家(国や自治体)、とりわけ税務当局のデータベース(ポータルサイト/政府プラットフォーム)と紐づけされ「データ監視資本主義」につながる懸念が強い。これは、後に詳しくふれるが、EU 加盟各国やイギリス、韓国などの実際の電子インボイス制度やその構想を深読みすればすぐわかる。

電子インボイス制度は、紙のインボイスを電子データ化するといった単純な構想ではない。読者の理解を深めるために、電子インボイス、デジタルプラットフォーム企業、国家ポータルサイト、AI[人工知能]、アルゴリズム[情報処理手順]などのツールやコンポーネントを使った電子インボイスデータのオンライン流通の仕組みを簡潔にイメージすると、次のとおりである。

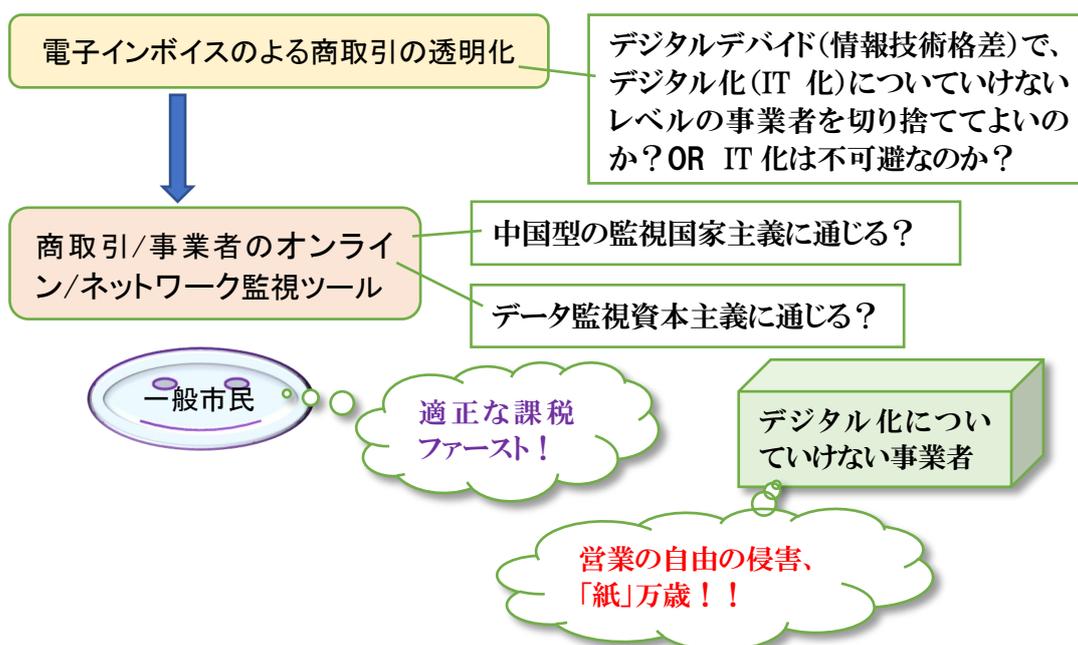
【図表10】 電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通



EU では、各国の税務当局が久しく付加価値税の課税漏れに悩まされてきている。このため、「商取引の透明化」が優先される傾向が強い。「商取引の透明化」が「商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視」につながり、ひいては中国型の「監視国家主義」あるいは「監視資本主義」につながるという認識はそれほど強くない。

ただし、民間のデジタルプラットフォーム企業を介在させないで、国家のポータルサイト(電子インボイスインフラ)に直接接続する形で電子インボイスを流通(発行・受領・保存)させるモデルにはアレルギーが強い。これは、「紙万歳」の視点からではなく、営業の自由など憲法的な自由の保障とぶつかる懸念があるからである。

【図表11】 電子インボイスによる取引の透明化＝「商取引の国家監視」?



【コラム】 デジタル監視資本主義とデジタル独裁

リアル空間(現実空間/物理的空間)で繁栄を極めた産業資本主義(industrial capitalism)では自然界の素材が商品に変えられた。これに対して、インターネットとコンピュータやスマホ・タブレットのような移動端末で結ばれるネット空間/デジタル空間/オンライン空間/バーチャル空間(電脳空間)では、人間自身を素材にあらゆるデータを商品に変え、人々や取引を追いまわし、利益につなげていく。ハーバード・ビジネス・スクール名誉教授のショシャナ・ズボフ(Shoshana Zuboff)は、最新の著書で『監視資本主義(surveillance capitalism)』という概念を提唱し、現代の潮流の危険性を説いている*。

*The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power (2019/1/15):ショシャナ・ズボフ(著)野中香方子(約)『監視資本主義:人類の未来を賭けた闘い』(東洋経済新報社、2021 年 7 月、6,160 円、754 頁。

「監視資本主義」あるいは「デジタル監視資本主義」を深化させたのは、アメリカの巨大デジタルプラットフォーム企業(GAFAM)*である。



*これまでは、GAFA【グーグル(Google) + アップル(Apple) + フェイスブック(Facebook) + アマゾン(Amazon)】といていた。ところが、最近では、マイクロソフト(Microsoft)の「M」も加え、「GAFAM」の言葉が使われている。

SNS、ネットメディアを牛耳るグーグルやフェイスブックは、今や、国家を超える存在である。大統領の言動、ツイート(投稿)すら、不適切投稿、フェイクとして削除する力を持っている。1民間 IT 企業が、不適切ツイートを続ける大統領のアカウントの凍結ができることは「健全」なようにもみえる。しかし、「言論の自由市場」を1民間企業がコントロールできるのは、「デジタル独裁」ではないか、との大きな疑問符がつく。アメリカの連邦議会は、政府のコントロールが及ばなくなってきた巨大なネットメディアに対する追及・法規制を強めている。また、連邦取引委員会も、反トラスト法(独禁法)違反を問う姿勢を強めている。

中国でも巨大デジタルプラットフォーム企業(BAT、つまり、バaidu、アリババ、テンセント)が、同国の人口規模からくる巨大市場でビジネスを拡大させている。また、中国版ツイッターとも呼ばれる Weibo (微博/ウェイボー)は、巨大な SNS、ネットメディアである。とりわけ、中国の場合、専制主義に走る国のトップと結びつ

いて「デジタル監視専制主義」、「デジタル監視国家」のイメージが鮮明になってきている。中国の場合は、国家が SNS、ネットメディアを牛耳り、国家に不都合なツイート(投稿)は国家が削除できる仕組みをつくりあげた。

わが国の法務省や総務省なども、政府系有識者を動員して政府(行政)が直接不適切投稿やフェイク投稿にモデレート(警告)の旗立てをしたり、削除できるような仕組みの創設を狙っている。ネット空間メディアを役人が支配する“ネット放送法”制定を密かに構想しているようにもみえる¹¹

「電子インボイス」の是非については、あらゆるデータを商品に変え、人々や取引を追いまわし、利益につなげていく「デジタル資本主義」の問題も織り込んで考える必要がある。ズボフ教授も、彼女の前述の自著で、次のようにいう。「テクノロジーや資本主義の世界に必然などない。『デジタル監視は不可避である』という考え方には根拠がない。デジタル監視の進行を放置してはならない」と。まさに、「デジタル化は国民・納税者の権利利益を護れてはじめてゆるされる」のスタンスは重要である。政治に民主制を護ろうとする気概がないと、監視の波に飲み込まれる。

ただ、人は誰しも、「理念」と「現実の生活」とのはざままで揺れ動く。税務のデジタル化が急激に進むなかで、商取引のデジタル監視にストップをかけることは至難である。零細事業者は課税選択しても、電子インボイスを発行できないと生き残れなくなる時代はすぐそこまできている。IT ハイエナのカモにされ、デジタル対応ということで高額の料金を請求され、餌食になるかも知れない。また、現実の生活を考えると、デジタル監視に手を貸すことは本意ではないとしても、ある程度妥協を迫られる。ただ、自分がデジタル化についていけないとしても、他人を反デジタル化に引き込むことは止めないといけないのかも知れない。

デジタル庁や会計ソフト会社など約 120 社で構成するエイパ/EIPA(電子インボイス推進協議会)は、「電子インボイスが効率的である」としか語らない。「商取引のネットワーク/オンライン国家監視」、「商取引の常時デジタル監視(CTC)」であるなどとは口が裂けてもいわない。現在の密室税務行政で、常時民間商取引のデジタル国家監視が徹底されたら事業者はたまらない。「電子インボイスとは何か」について、国税当局やデジタル庁などは、事業納税者や税務専門職に本当のことをいわないといけない。事業者も税務専門職団体も目を覚まさないといけない。

そもそも消費税(付加価値税)の仕入税額控除をインボイス(税額票)方式に換え、電子インボイス制度を導入しないとわが国は世界貿易取引から取り残されることなどありえない。まさに「フェイク」である。これは、消費税(付加価値税)を導入していない、でも内外との商取引が活発であるアメリカを見れば自明のことである。

¹¹ 清水晴生・石村耕治「ネット規制と言論の自由を考える」CNN ニュース 105 号参照。[CNN-105.pdf \(pij-web.net\)](#)、同「フェイクニュース、不適切投稿を口実とした政府への異論・異論封じパンデミック：SNS と言論の自由市場確保」CNN ニュース 107 号参照。

◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する

～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情

付加価値税の課税漏れ (tax gap) 防止のための「継続的取引監視 (CTC = Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのための電子インボイスの義務化 (mandatory e-invoicing) に動く国が着実に増えてきている。

狙いは、商取引や事業者情報のオンライン/ネットワーク国家監視の強化である。各国の税務当局が電子インボイスのネットワークと情報連携して商取引や事業者の情報を「リアルタイムレポーティング (real time reporting)」できる仕組みの構築である。

つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24 時間態勢で商取引や事業者の情報を収集・監視できる仕組みの構築が可能になったわけである。もちろん、可能になったとしても、やっていいことと、やってはいけないことがある。

これまでのリアル(現実空間/物理的空間/目に見える空間)での税務調査で、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっている。申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されている¹²。

ところが、電子インボイス制度を活用したリアルタイムレポーティングの仕組みでは、常時オンライン税務調査も可能になる。納税者の権利利益を護るために、オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題になる。

付加価値税への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度 (pre-filing and electronic VAT return system)」の導入につながる¹³。こうした新たな制度の導入を、納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいかも厳しく問われてくる。

付加価値税/消費税の対象となる基本的な4つの取引類型については、すでに前記【図表4】でふれた。

これら取引類型のうち、とりわけ電子インボイスの利用でターゲットとされているのは、①政府公共調達 [BtoG (Business to Government)]、つまり事業者と政府との間での取引と、②事業者間 [BtoB (Business to Business)] 取引である。

これに対して、③ 事業者と最終消費者間 [BtoC (Business to Consumer)] 取引や④消費者間 [CtoC (Consumer to Consumer)] 取引ではあまり問題にならない。これは、③や④の取引では、仕入税額控除やインボイス(税額票)の発行が問われない

¹² 石村耕治編『現代税法入門塾 (第10版)』(清文社、2020年) 567頁参照。

¹³ 「記入済み申告 (pre-filing tax return, pre-filing tax return) システム」について伝統的な申告納税制度との比較的な視点からの分析としては、石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する：税務のスマート化とタックスプライバシー」国民税制研究5号(2019年) 84頁以下参照。05f524d65a1b3e36f7f2bc8e170ed401.pdf (jti-web.net)

からである。

電子インボイス導入についてグローバルにみると、後に詳しくふれるが、アジア地域では韓国が一步抜きんでている。一方、欧州連合(EU)において、加盟国は、「2014年電子インボイス指令(eInvoicing Directive 2014/55/EU on electronic invoicing in public procurement)」¹⁴に準拠して電子インボイスの導入を進めている¹⁵。とりわけ、同指令35条は、次のように規定して、加盟国政府が、政府公共調達(public procurement)において電子インボイスの利用を義務付ける法律の制定が可能な旨明確にしている。

●EU の 2014 年電子インボイス指令 35 条[仮訳]

本指令は、契約当局、中央調達機関および契約団体のようなインボイスの受領者に対してのみ電子インボイスを受領しかつ処理するように義務付けるものである。本指令は、インボイスの発行者が電子インボイスに関する欧州基準に基づいて、または書式でインボイスを発行することを選択する権利を侵害することを認めるものではない。ただし、本指令は、EU 加盟国が、公共調達の枠組みにおいて電子インボイスのみの発行を義務付けるのを妨げるものではない。発行者が電子インボイスの発行において欧州基準を使用する場合、当該インボイスの受領者は、EU 官報に欧州委員会が公表した仕様(syntaxes)リストに搭載された仕様のうちの1つに該当するときに限り、当該インボイスを受け取りかつ処理する義務を負うものとする。この場合、発行者が、自己の仕様が当該リストに搭載された仕様の1つに適合するように第三者が提供するサービスを利用することを妨げるものではない。

EU の 2014 年電子インボイス指令(eInvoicing Directive 2014/55/EU)では、②事業者間[BtoB (Business to Business)]取引への電子インボイスの義務化には、とくにふれていない。

そこで、以下においては、①政府公共調達[事業者と政府取引][BtoG=Business to Government]と、②事業者間取引[BtoB =Business to Business)]における、電子インボイスの使われ方に焦点を絞って、各国(EU 加盟国+アルファ)の実情を簡潔に点検してみる¹⁶。

¹⁴ <https://www.publicprocurement.be/sites/default/files/documents/dir201455ue-en.pdf>

¹⁵ EU 諸国などの現状について詳しくは、See, CEF digital Website, なお、このウェブサイトで扱うのは、政府公共調達[BtoG]、つまり事業者と政府との間での取引での電子インボイスの利用に限られる。 [eInvoicing Country Factsheets for each Member State and other countries \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/einvoicing/country-factsheets)

¹⁶ <https://edicomgroup.co.uk/solutions/compliance/european-einvoicing>

【図表12】 電子インボイスの危険な使われ方を国別に点検する

イタリア

- ・ OECD(経済開発協力機構)の調査によると、2013 年度において、付加価値税の課税漏れ(tax gap)は、EU 全体平均では 15.2%と見積もられた。これに対して、イタリアは 30%にも及ぶと報告された。OECD は、2016 年 7 月の報告書で、付加価値税の課税漏れ対策に1つとして、イタリア政府に、事業者間[BtoB]取引に電子インボイス利用を義務化するように勧告した¹⁷。

① 政府公共調達[BtoG]

- ・ イタリアにおける電子インボイスの利用義務化は、2014 年 6 月から、省庁、国税庁、国家安全保障機関での政府公共調達[BtoG]から開始された。さらに、2015 年 3 月末からは、すべての公的機関での公共調達にも拡大された。
- ・ 電子インボイスの仕様は、「FatturaPA」と呼ばれる XML である。
- ・ データ連携は、全国オンラインハブ、「SdI(Sistema di Interscambio)」と呼ばれるウェブサービス(デジタルプラットフォーム)を使って行われる。
- ・ 電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスを電子データの形で最低5年間保存するように求められる。

② 事業者間[BtoB]取引

- ・ イタリアは、前記 OECD の勧告にそって、2019 年 1 月から、事業者間[BtoB]取引での電子インボイスの利用の義務化を開始した。政府公共調達[BtoG]で使っている全国オンラインハブ、「SdI(Sistema di Interscambio)」と呼ばれるウェブサービス/デジタルプラットフォームに相乗りする形で実施した。
- ・ 事業者間[BtoB]取引への電子インボイス利用義務化により、民間のあらゆる電子インボイスデータは、顧客へ発行される前に、イタリア国税庁へ自動的に送付される。これにより、国税当局は、各インボイスに記載された支払額から自動的に仕入控除額や納付税額を算定できるようになった。
- ・ EU の電子インボイス指令では、民間事業者間取引における電子インボイスの利用については事業者の事前の同意を得るように求める。このことから、イタリアの民間事業者間取引への電子インボイスの義務化について、欧州委員会(EC=European Commission)は、EU の電子インボイス指令の適用除外(derogation)を容認する結果となった。この適用除外取扱いには批判もある。
- ・ イタリアは、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)システムの導入、そのために電子新

¹⁷ See, Note, “OECD finds Italy’s tax administration in need of structural reform,” Int’l Tax Weekly Newsletter Vol 7, No.30 (July 26, 2016) .

ボイスの義務化の先鞭を切った国として名をはせている。イタリアをモデルに、欧州委員会(EC)による適用除外の容認を前提に CTC を導入するために自国の法令改正に着手する加盟国も増えてきている。

フランス

- ・ フランスにおける税務行政の執行は、公共財政総局 (DGFiP=Direction Générale des Finances Publiques/Director General of Public Finance)が行っている。公共財政総局(DGFiP)は、2020 年 10 月に、「デジタル時代における付加価値税 (La tva alere du digital/VAT in the digital era)」と題する報告書を公表した。この報告書のなかで、公共財政総局(DGFiP)は、事業者間[BtoB]取引における付加価値税算定にかかる電子インボイスの義務化について検討を行った。報告書では、2つのモデルの検討が行われた。

○**Vモデル** Vモデルは、事業者が、政府プラットフォームを通じてインボイスの交換を行い、かつ、その交換情報を税務当局へ提供する方式である。

○**Yモデル** Yモデルは、事業者が、民間のサービス提供者(デジタルプラットフォーム企業)を通じてインボイスの交換を行い、かつ、その交換情報を税務当局へ提供する方式である。

- ・ 公共財政総局(DGFiP)報告書は、Yモデルの採用を推奨した。理由は、運用コストが低廉であることと、インボイス情報、商取引情報の国家独占管理は、憲法上の問題を問われる可能性があったからである。
- ・ なお、公共財政総局(DGFiP)報告書によると、電子インボイスの義務化の対象は、国内の事業者間[BtoB]取引に限定される。事業者・消費者間[BtoC]取引やフランス国内に恒久的施設(PE)を置かないで行われる国際取引は対象外である。

①政府公共調達[BtoG]

- ・ フランスにおいては、政府公共調達[BtoG]において政府・公共機関と取引を行う民間企業への電子インボイスの利用義務化は、2017年から2020年にかけて、以下のように、事業者の規模に応じて適用が拡大された。

○2017 年1月1日から、5,000 人以上の従業者がいる事業者

○2018 年 1 月 1 日から、250 人以上 5,000 人未満の従業者がいる事業者

○2019 年 1 月 1 日から、10 人以上 250 人未満の従業者がいる事業者

○2020 年 1 月 1 日から、10 以下の従業者がいる事業者

- ・ 事業者は、政府・公共機関向けに発行する電子インボイスを、国家財政情報庁(AIFE=Agence pour l'Informatique Financière de l'Etat)が運営する政府ポータルサイト(Chorus Pro)[デジタルプラットフォーム]を通じて発行する。加えて、

政府ポータルサイト(Chorus Pro)は、フランス政府・公共部門に向けて発行されたあらゆる電子インボイスデータを集中管理する。

- ・ 政府ポータルサイト(Chorus Pro)は、仕様の異なる電子インボイスの利用も認める。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、電子データの形で最低5年間保存しなければならない。取引によっては、オリジナルの電子インボイスの保存期間は10年間である。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ EU の電子インボイス指令では、民間事業者間取引における電子インボイスの利用については事業者の事前の同意を得なければならないことになっている。現在、事業者間取引について電子インボイスを発行する事業者は、税務当局の事前承認を受けたうえで、政府ポータルサイト(Chorus Pro)を通じて顧客である事業者へ送付する仕組みになっている。
- ・ フランス政府は、欧州委員会(EC)の EU の電子インボイス指令の適用除外(derogation)の承認を受けて、2023 年 1 月から、事業者間[BtoB]取引に対する電子インボイスの利用を義務化することを決めた。このデジタル化政策は、イタリアの民間事業者間取引への電子インボイスの義務化にならったものである。
- ・ 事業者は、インボイスを、次のいずれからの方法で、政府ポータルサイト(Chorus Pro)にアップロードできる。

- 手作業での入力
- PDF または XML インボイスのアップロード
- EDI または API(Application Programming Interface) 接続

- ・ 税務当局は、政府ポータルサイト(Chorus Pro)に集積された売上高、仕入高を記載した請求書(インボイス)などのデータを使って付加価値税申告書案を作成することになる。税務当局は、付加価値税申告書案を納税義務者に対して開示し、修正を受け付けることになる。つまり、一種の賦課課税に似た制度、または「記入済み電子付加価値税申告制度(pre-filling and electronic VAT return system)」になる。
- ・ これにより、伝統的に採られてきた納税義務者が付加価値税の申告書を期限まで提出するという申告納税制度の仕組みは大きく変わることになる。

スペイン

①政府公共調達[BtoG]

- ・ スペインでは、政府公共調達[BtoG]における電子インボイスの利用は、国内

法により 2015 年 1 月 15 日から義務化された。

- ・ 政府・公的部門への物品・サービス提供事業者は、発行した電子インボイスを政府の電子インボイス総エントリーポイント(PGEFe) [General Entry Point for Electronic Invoices] に送付するように求められる。
- ・ 電子インボイスは、XML フォーマット(Facturae V3.2.X)仕様で、適格証書として法認される電子署名をしたものでなければならない。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスを電子データの形で最低5年間保存しなければならない。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ 事業者は、インボイスを発行または受領した場合には、その情報を4稼働日以内に課税庁に報告するように求められる。ただし、電子インボイスの場合には、報告期限は8稼働日までに延長が認められる。
- ・ 2017年7月1日に、スペイン国税庁は、62,000を超える事業者に対して、最新情報共有システム(SII=Immediate Information Sharing system/Suministro Inmediato de Información)を使って付加価値税記録を電子的に申告するように義務付けた。
- ・ 最新情報共有システム(SII)では、電子インボイスを発行・受領した企業のデータは国税庁の電子オフィス(e-Office)にリアルタイムで送達・保存されることになる。

ドイツ

①政府公共調達[BtoG]

- ・ ドイツでは、政府公共調達[BtoG]において事業者が発行する電子インボイスの利用は、2020年11月から義務化された。政府公共調達での電子インボイスについては、EU基準であるペポル(PEPPOL)を採用している。
- ・ 原則として、電子インボイスの発行者および受領者は、当該インボイスが発行された年の終了日後から電子データの形で最低でも10年間保存しなければならない。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ 2021年2月9日、連邦議会の自由民主党(FDP)所属の議員が、事業者間[BtoB]取引に、イタリアモデルの電子インボイス制度のドイツへの導入を提案した。仮に、ドイツがイタリアモデルを導入したとすると、事業者間[BtoB]取引への電子インボイス利用は義務化される。そして、顧客へ電子インボイスが発行される前に、民間のあらゆる電子インボイスデータは、国税当局へ自動的に送付される。これにより、国税当局は、各インボイスに記載された支払額から自動的に仕入控除額や納付税額を算定できる仕組みとなる。

- ・ ちなみに、連邦会計検査院(BRH=Bundesrechnungshof)は、2018年に付加価値税の税務調査に関する検査報告を公表した。そのなかで、付加価値税に関する税務調査率は極めて低く 1.4%程度で、各企業は、71 年に一回受けるに等しいと指摘した。検査報告では、税務当局は、付加価値税の調査率を上げ、課税の適正化に努めるべき旨の勧告を行っている。
- ・ 連邦議会の野党議員が、事業者間[BtoB]取引にイタリアモデルの電子インボイス制度[リアルタイムレポーティング制度]を採用するように対案した背景には、連邦会計検査院の 2018 年付加価値税報告に盛られた指摘事項の存在がある。

イギリス

①政府公共調達[BtoG]

- ・ イギリスにおける政府公共調達[BtoG]における電子フォーマットや付加価値税(VAT)関連の電子インボイスの利用は、国民健康保険局(NHS=National Health Service)の公共調達手続の包括的なデジタル化の一環として義務化された。イギリスは、政府公共調達での電子インボイスの基準としては、ペポル(PEPPOL)を採用する。
- ・ ちなみに、2015 年零細事業・企業・雇用法(2015 Small Business, Enterprise and Employment Act)は、イングランドにおける公共調達分野での電子インボイスの利用を規制する権限を担当大臣に付与している。

②事業者間[BtoB]取引

- ・ **イギリスでの「税のデジタル化(MTD=Making Tax Digital)」の主な動き**

- ① 2015 年 12 月 14 日 政策指針「税のデジタル化(Policy Paper: MTD=Making Tax Digital)」に関する税制改革のロードマップの公表
- ② 2017 年 3 月 8 日 政策指針「企業向けの税のデジタル化(Policy Paper: MTDfB=Making Tax Digital for Business)を公表¹⁸
- ③ 2020 年 11 月 12 日 政策指針「税のデジタル化論点整理(Policy Paper: Overview of Making Tax Digital)¹⁹を公表
- ④ 2021 年 5 月 7 日 付加価値税通達 700/22: 付加価値税のデジタル化(VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT)を発出²⁰

- ・ イギリス政府は、2015 年度予算編成時の 12 月に、①政策指針「税のデジタル化(MTD=Making Tax Digital)」に関する税制改革のロードマップを公表した。

¹⁸ [Making Tax Digital for business - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/policies/making-tax-digital-for-business)

¹⁹ [Overview of Making Tax Digital - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/policies/overview-of-making-tax-digital)

²⁰ [VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/policies/vat-notice-700-22-making-tax-digital-for-vat)

- ・ 2015 年に公表した当初の MTD 計画では、18～19 年の課税年から 19～20 年の課税年の間で、所得税、付加価値税(VAT)、法人税のデジタル化を段階的に導入していくことをアナウンスした。
- ・ 17 年 3 月 8 日に、㉞政策指針「企業向けの税のデジタル化(MTDfB=Making Tax Digital for Business)」を公表した。この政策指針では、企業に関する税のデジタル化について、企業側が対応する時間を十分に確保できるように、当初の政府の MTD 計画を遅らせるための修正を加えたものである。
- ・ その後、2020 年 11 月 12 日に、㉟政策指針「税のデジタル化論点整理(Polity Paper: Overview of Making Tax Digital)」を公表した。この政策指針は、個人と企業双方にとり最適化された税のデジタル化計画を提供するとともに実施時期をアナウンスしたものである。

㉟政策指針「税のデジタル化論点整理」のポイント

- 付加価値税(VAT)のデジタル化 VAT 登録事業者で、年間の課税売上高が 85,000 ポンドを超える場合には、VAT 申告書を提出する際に記録のデジタル保存や指定の申告ソフトウェアを使うことを義務化した「MTD 規則/税のデジタル化規則(Making Tax Digital rules)」を遵守するように求められる。85,000 ポンド未満の場合でも、VAT の登録事業者は、MTD 規則の任意選択ができる。
2022 年 4 月以降は、すべての VAT 登録事業者に対して、年間の課税売上高にかかわらず、MTD 規則/税のデジタル化規則が適用になる。
- 所得税(Income Tax)のデジタル化 自営業者や不動産所得者は、年間所得が 10,000 ポンドを超える場合には、2024 年 4 月 6 日から、所得税のデジタル化規則(rules for Making Tax Digital for Income Tax)が適用になる。
- 法人税(Corporation Tax)のデジタル化 政府は、法人企業に対して法人税のデジタル化実証実験を計画している。2026 年前には、法人税のデジタル化を義務化しない方針である。
- 企業、個人事業者、不動産所得者をはじめとして正しく支援につなげるために 大多数の納税者は正しい申告をしたいと望んでいる。にもかかわらず、課税漏れ(tax gap)は次第に拡大し、最新(2018-2019 年)の統計では、85 億ポンドにも及んでいる。エラーを最小化し、この状況を改善するには、税務記録をデジタル化し、ソフトウェアを使って税務当局[歳入関税庁(HMRC=HM Revenue & Customs)]に直接送達してもらうことが必要である。イギリス政府が、税のデジタル化(MTD)計画を開始した理由である。

- ・ 2021 年 5 月 7 日に、歳入関税庁(HMRC)は㊸付加価値税通達 700/22: 付加価値税のデジタル化(VAT Notice 700/22: Making Tax Digital for VAT)を发出

した²¹。この通達で、改めて MTD 規則/税のデジタル化規則についてコメントしている。そのポイントをまとめてみると、次のとおりである。

④付加価値税通達 700/22[2021 年 5 月 7 日発出]のポイント

○付加価値税 (VAT) のデジタル化 (MTD)

- ・ VAT に関する MTD (デジタル化) は、一定の課税売上高のある VAT 登録事業者に対して、ソフトウェア (アプリを含む。以下同じ) を用いてデジタル形式で記録管理を行い、API (Application Programming Interface) プラットフォームにつなげる形で VAT の申告書を提出することを義務づける新たな制度を指す。
- ・ これまで事業者が独自に構築してきたシステムやソフトウェアが、歳入関税庁 (HMRC) が MTD 規則/税のデジタル化規則で示したシステムやソフトウェアと異なることが考えられる。この場合、事業者は規則で示した要件を満たすための調整をするように求められる。
- ・ 事業者のデジタル記録が更新されると、ソフトウェアがその記録を照合し自動で付加価値税申告書を作成する。事業者は当該ソフトウェアで自動作成された申告書の内容が正確であることを確認し、API プラットフォームを通じて HMRC に当該申告書を提出する。付加価値税申告書の提出後、事業者は、ソフトウェアを通じて申告書の受領確認通知を受けとることになる。

○対象企業

VAT 登録基準 (現在は 85,000 ポンド以上、2022 年 4 月からはそれ以下も含む) を超える課税売上高がある事業者が対象となる。その後、課税売上高が登録基準よりも減少したとしても、VAT 登録の解除や別の適用除外基準を満たさない限り、継続して MTD 規則/税のデジタル化規則を遵守する必要がある。

○適用時期

MTD 規則/税のデジタル化規則は、19 年 4 月 1 日以降に開始される最初の VAT 申告対象期間から適用される。

○適用除外となる事業者

MTD 規則/税のデジタル化規則が適用除外 (exemptions from making tax digital) 事業者がある。

²¹ 本通達 (Notice) は、1995 年 VAT 規則 (VAT Regulation 1995) を改正する 2018 年 VAT (改正) 規則 [VAT (Amendment) Regulations 2018 (SI 2018 No. 261)] の解釈・運用に関する情報を提供するもの

- ・ 年齢、障害、地理的理由で、事業記録をデジタル機器を使用して保存することや VAT 申告書の提出が困難な事業者
- ・ 事業者やその事業が整理手続のもとにある場合
- ・ 事業全体が電子通信や電子記録の使用をゆるさない信条を持つ宗教団体の信者により運営されている場合

適用除外は、事業者の申請により HMRC(歳入関税庁)が決する。

○**保管すべきデジタル記録**

全ての VAT 登録事業者は、一定の取引記録と会計記録を管理・保存しなければならない。これらの記録を HMRC(歳入関税庁)の API プラットフォームと互換性のあるソフトウェアを使いデジタル形式で保管するように求められる。なお、この通達に特に定めのない記録、または VAT 申告書を作成するのに必要のない記録は、当該ソフトウェア内に保存する必要はない。

(1) 互換性のあるソフトウェア

機能に互換性のあるソフトウェア(以下「機能互換ソフトウェア(functional compatible software) 」)とは、ソフトウェアプログラム単体またはセットであり、MTD 規則/税のデジタル化規則に指定する機能を有する製品またはアプリケーション(アプリ)を指す。事業者は、MTD 規則/税のデジタル化規則で要求されるデジタル記録は、当該ソフトウェアを通して保管しなければならない。

(2) デジタル保存が求められる記録/データ

MTD 規則/税のデジタル化規則は、VAT の課税事業者に対して、次のような記録/データのデジタル保存を義務づける。

指定データ	売上に関する項目	仕入に関する項目
事業者の名称	売上の日時	仕入の日時
主たる事務所所在地	売上価額(税抜)	仕入価額
VAT 登録番号	適用税率	申告する仕入控除税額
VAT 会計処理方法		

上記記載項目以外では、請求書などを追加保存が求められる。ただし、これら記録のデジタル保存は必ずしも必要ない。

また、作成する VAT 申告書の裏付けのため、機能互換ソフトウェアには MTD 規則/税のデジタル化規則に定める事項を記録しなければならない。

○**調整方法**

MTD 規則/税のデジタル化規則は、事業者に、仕入税額や売上税額の調整を認める。調整が行われた場合には、機能互換ソフトウェアに記録しなけれ

ばならない。この場合、項目ごとの調整額の合計に限り機能互換ソフトウェアに記録すればよく、それを基礎づける計算の詳細を記録する必要はない。計算が機能互換ソフトウェア外で行われた場合、計算に使用された情報に関するデジタルリンクは求められてはいない。

○**小括**

VAT のデジタル化はイギリス政府が行う「税のデジタル化」に関する施策の第一歩である。今後は他の税金（法人税、所得税等）についてもデジタルでの申告を求める方針である。

ポーランド

①**政府公共調達[BtoG]**

- ・ ポーランドは、2018 年 11 月に、EU の 2014 年電子インボイス指令 (eInvoicing Directive 2014/55/EU) を国内で実施するための法律を制定した。その法律は 2019 年 4 月 18 に施行された。これにより、ポーランドにおける政府公共調達[BtoG]は、ペポル/Peppol 基準による電子インボイスの発行・受領その他の電子データは、国家電子インボイスプラットフォーム (KSeF=Krajowy System e-Faktur) を介して流通・保存する仕組みが構築された。
- ・ 当初、政府公共調達[BtoG]において、電子インボイスの発行は任意であったが、前記 14 年 EU 電子インボイス指令に従い受領は義務とされた。
- ・ まず、すべての政府公的機関は国家電子インボイスプラットフォーム (KSeF) で口座登録をしなければならない。
- ・ 2020 年 11 月からは、政府公共調達[BtoG]において電子インボイスの使用が義務化された。
- ・ インボイスは、最低でも 5 年間保存しなければならない。

②**事業者間[BtoB]取引**

- ・ 2021 年 2 月 5 日、ポーランド財務省は、事業者間[BtoB]取引に対して電子インボイスを利用する法案を公表した。前記政府公共調達[BtoG]の場合と同様に、事業者間[BtoB]取引にかかる電子インボイスを、国家電子インボイスプラットフォーム (KSeF) を介して流通させ、当該国家プラットフォーム (KSeF) にデータを保存する。
- ・ この法案では、電子インボイス利用は、次のように段階的に拡大する²²。

③**2021 年 10 月(22 年 1 月に改正) 【任意利用段階】 事業者間[BtoB] 取引への電子インボイスの任意利用の奨励開始**

²² See, Gwrrit Onken, “Poland plans clearance B2B e-invoicing,” (Sep. 7, 2021). [B2B e-invoicing mandate in Poland by 2022 at the latest \(seeburger.com\)](https://www.seeburger.com)

② 2023 年 1 月 【義務化段階】事業者間[BtoB] 取引での電子インボイスの義務化開始

- ・ ① 任意利用段階において、事業者は、税務当局の承認を得て独自の会計システム(ERP)において電子インボイスを作成したうえで、API(ソフトウェアの機能を共有する仕組み)を使い、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)を通じてやり取り、受領することになる。ただし、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)が各インボイスにタイムスタンプや管理番号を付すことになる。
- ・ 一方、小規模事業者は、「電子マイクロ企業(e-Mikrofirma)」と呼ばれる政府ポータルで電子インボイスを発行することになる。この構想では、売り手である事業者は、買い手である事業者が承諾する場合の限り、政府ポータルを通じて電子インボイスを発行できる。
- ・ ② 義務化段階において、ポーランド政府は、電子インボイスの利用を事業者に強制し、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」の徹底に努める。ポーランド政府は、これまでも、電子キャッシュレジスター制度を導入し事業者・消費者間[BtoC]取引に関する事業者の出納データの税務当局へのオンライン連携を推進してきた。電子インボイスの義務化は、こうした対策に次ぐものである。
- ・ ポーランドでの電子インボイスの義務化は、事業者間[BtoB]取引にかかる電子インボイスの発行や受領、データ保存などの手続はすべて、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)を介してやることを強制する。
- ・ 現在でも、ポーランドでは、民間事業者のおおよそ 75%がすでに電子インボイスを使っている。この場合、外部の有償の認定電子インボイスサービス提供者(APS)などの利用が一般的である。にもかかわらず、電子インボイスの義務化に伴い、国家電子インボイスプラットフォーム(KSeF)にアップロードを強制するのは、市場主義に背を向ける政策のようにもみえる。かつての官僚主導の権威主義体制をほうふつさせるとして、事業者などから強い批判がある²³。ポーランドではいまだ具体的な運用の仕組みが固まっていない。23 年の本格稼働時まで、他の EU 加盟国の動向に注視しながら実用的な運用が可能な仕組みが模索されるものと思われる。

²³ See, Aleksandra Bal, “European VAT E-invoicing Debate: Will Everyone Follow the Italian Example?,” Bloomberg Tax (March 19, 2021). <https://news.bloombergtax.com/daily-tax-report-international/european-vat-e-invoicing-debate-will-everyone-follow-the-italian-example>

韓国

- ・ 韓国は、1977 年に付加価値税を導入した。導入当初から、インボイス(税額票)を使って仕入税額控除をする制度を採用してきた。あわせて、発行・受領したインボイスを、付加価値税申告書に添付する義務を課してきた。
- ・ 2010 年に電子インボイス制度を導入した。2011 年に、政府公共調達[GtoB]取引に加え、事業者間[BtoB]取引についても、すべての法人事業者に電子インボイスの発行を義務付けた。2014 年からは、電子インボイスの発行は、すべての法人事業者に加え、前年の税抜課税売上高が 10 億ウォン(約 1 億円)以上の個人事業者に義務付けた。2016 年からは、3 万ウォン(約 3 千万円)以上の個人事業者にまで電子インボイス提出の義務付けを拡大した。
- ・ 韓国の電子インボイス制度では、電子的方法で電子インボイスを発行した事業者は、原則として当該インボイスを翌日までに韓国国税庁(NTS)が運用するポータルサイト/デジタルプラットフォーム(ホームタックス)を通じて国税庁長官に送達することになっている。ただし、発行した電子インボイスを月極めで翌月 10 日までに提出する方法も選択できる。発行者がインボイスを発行しないまたは電子インボイスで発行する義務を負っているのにその義務を果たさなかった場合には付加価値税納付額の 2%、遅延した場合には納付税額の 1%額の附帯税(ペナルティ)が課される。
- ・ 付加価値税の登録事業者は、電子インボイスを、国税庁のポータルサイト(プラットフォーム)を通じてアップロードするように求められ、データは所轄の税務署にも転送される
- ・ 送達には、次のいずれかの方法を選択できる。

- 税務署が提供する無償のポータル(eSero)[www.esero.go.kr.] を通じての電子インボイスをアップロード
 - 外部の有償の認定電子インボイスサービス提供者(APS=Application Service Provider)を使ったアップロード
 - 税務当局の承認を得て独自の会計システム(ERP)を使ったアップロード
 - AVRS電話システムを使ったアップロード
 - 税務署への対面でのデータ提出
- ・ 電子インボイスの発行者は、オンライン提出の際に、当該インボイスに暗号化された(PKI/公開鍵の)電子署名を付すように求められる。
- ・ 個々の電子インボイスが、オンライン電子インボイス制度(eSero, ASP, ERP)を通じて税務当局に転送されることで、国税当局では電子インボイス発行の対象となる取引について、ほぼリアルタイムで取引内容を把握できるようになった。韓国は、「リアルタイムレポーティング」の仕組みを稼働させたといえる。

- ・ 2016 年から、税務士が関与していない零細事業者で、年間取引高(売上高)1億ウォン(約 1 千万円)以下の者を対象に、付加価値税申告について、リアルタイムレポーティングの仕組み使って「記入済み申告書」を稼働させた²⁴。
- ・ 「記入済み付加価値税申告」制度では、手続的には、事業者自身が国税庁のポータルサイトにアクセスし、国税当局が集積した取引データを使って作成した付加価値税申告書案をチェックし、事業者がその案を是認する形で申告するか、修正を申し立てる形で申告することになる。
- ・ 2016 年実績として、160 万事業者に記入済み付加価値税申告書案を提供し、うち 130 万人が付加価値税の申告を行っている。その 130 万人のうち、70 万人が国税庁の提供した内容のまま申告したとのことである²⁵。

■ 韓国のインボイス(税額票)サンプル

전자세금계산서				승인번호	Authorization Number
Supplying Party	등록번호	Tax number		등록번호	Tax number
	상호 (법인명)	Company name	성명	Name	상호 (법인명)
	사업장 주소	Address		사업장 주소	Address
	업태	Business Type	업태	Business Type	
Date of Delivery	작성일자	Date (preparation)		작성일자	Date (preparation)
	년	월	일	공인수백	십
	단	가	총	금	가
	품	목	규	격	수
	량	단	가	총	금
	가	액	세	의	비
합	계	금	액	이	공
현	금	수	표	어	음
외	상	미	수	금	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액	이	공	급	금	액
이	공	급	금	액	이
공	급	금	액	이	공
금	액	이	공	급	금
액					

■ むすびにかえて～問われる電子記入済み消費税申告制度！

付加価値税/消費税における電子インボイスの義務化(mandatory e-invoicing)に動く国が着実に増えてきている。狙いは、商取引や事業者情報のオンライン/ネットワーク国家監視の強化である。つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24 時間態勢で民間の商取引や事業者情報を機械で収集・監視できる仕組みの構築が可能になってきたわけである。各国の税務当局が、「監視税務行政 NO！」と突きつけられても、電子インボイスのネットワークと情報連携システムを高度化して商取引や事業者の情報を「リアルタイムレポーティング(real time reporting)」できる仕組みの構築に熱心になる最大の理由である。

イタリアやポーランド、韓国などが適例である。これらの国では、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)システムの導入、そのために電子インボイスの義務化が実施され、政府は「デジタル化の恩恵」ともてはやす。

しかし、大方の事業納税者や事業納税者の税務援助を生業とする専門職は、そんな PR を信じてはいまい。表面きって「ノー」とは言えないだけではないか。

税務の専門職団体であればこそ、デジタル化の名のもとに進められるデータ監視税務行政を客観的かつ慎重に評価し、公けにするように求められる。

これまでのリアルな税務調査では、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっている。申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されている。リアルタイムレポーティングの仕組みでは、実質的に“常時オンライン税務調査”も可能になる。オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題になる。

とりわけ、わが国はリアル(現実空間/物理的空間/目に見える区間で)の税務行政でも、アメリカなどに比べると透明度が低い。「密室税務行政」とやゆされても仕方がない現実がある。

法律の根拠もなく非公開の事務運営指針でおおっぴらに実施されている質問応答記録書の作成が典型である²⁷。納税者や関与税理士は悲鳴をあげているのに、税理士会や日税連は沈黙しているのである。

デジタル化された密室税務行政など国民・納税者、税務専門職は望んでいない。政府、国税庁、デジタル庁などは、デジタル税務行政の透明化策を優先して提示しないといけな

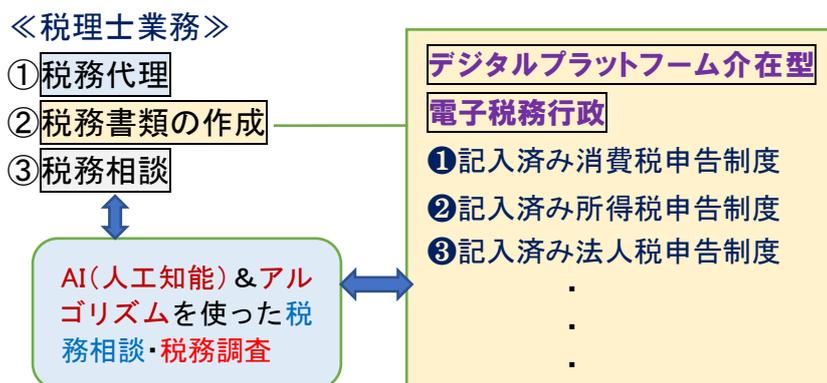
²⁷ 石村耕治・益子良一『ブックレット：もっと正しく知りたい質問応答記録書作成の手引』(納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム、2021 年 8 月) 参照。
[075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf](https://tc-forum.net/075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf) (tc-forum.net)

もう一つ気がかりになることがある。それは、付加価値税への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度 (pre-filling and electronic VAT return system)」導入の呼び水になるのではないかということである。

こうした新制度の導入の紐づけにつながる電子インボイス制度を、事業納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいのかが問われてくる。記入済み申告では、税務当局が申告内容を作成し、かつ第一次的な機械チェックを終えている。事業納税者は二次的に修正を求める存在に化す。

わが国でも、税理士法を改正し、税理士の業務の1つに、税務行政書類の電子化の担い手としての規定を設ける案が浮上している。日税連が、電子インボイス制度導入の流れに遅れまいとして前のめりになっていることも気にかかる。なぜ電子インボイスを目指しているのかについて、事業納税者の権利利益保護の立場からの解析がないのである。税務署のお手伝いさんとして電子インボイス制度導入に闇雲のイエスマンになっているとすれば、事業納税者から信頼を失うのではないか。納税者ファーストの視点にたった解析を急ぐ必要がある。

【図表13】 デジタル化・電子インボイスで問われる税理士業務



確かに時代を先取りし、電子申告納税支援の担い手 (e tax agent) となるのも、1つの選択ではある。しかし、消費税(付加価値税)のみならず、所得税や法人税でも「記入済み電子申告制度」が進展すれば、いずれは、税理士業務のうち紙での「税務書類の作成」業務は激減する。残りの「税務代理」や「税務相談」が税理士業務の中核となる。うち、「税務相談」業務については AI(人工知能)が闊歩し出すであろう。

いずれにしろ、急激にデジタル化が進展するなか、電子インボイスが目指す着地点は、「記入済み電子消費税申告」システム導入である。記入済み税金申告は進むことはあっても、止まることはないのではないか。

税理士のクライアント(関与先)もデジタル化の荒波を乗り越えようと必死である。

今回のコロナ禍で、リアル授業や会議などが、オンライン(ネット)でもできることがわかった。実験系・理系の大学などは生き残れるとしても、文系の大学がリアル

授業サービス提供だけで生き残れるかどうかには大きな疑問符がついている。

当然、税理士業務についても、情報化/デジタル化/オンライン化できる業務はリアルから大きく移行していくものと思われる。

デジタル化についていけない守旧派の税理士の権利利益保護優先で進むべきなのか、それとも「どんとこいデジタル化」の税理士中心の組織として生存する道を選択すべきか、難しい選択が迫られている。しかし、この問題は一人税理士界だけではなく、国民・納税者全体に問われているのである。

「国民・納税者に人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」は、ますます重要な指標となってきた。

(いしむら こうじ)